

1月10日は「110番の日」

110番制度は、地域を守る緊急通報のためのホットラインとして、昭和23年に始まり、約半世紀以上にわたり定着してきました。

犯罪や事故が起きたなどといった、警察官に一刻も早く現場に来てほしい場合に、110番へかけてください。

事件解決のキーワードは、すばやい通報にあります。迷わず落ち着いて110番をしてください。

- 携帯電話で通報する際は、自分のいる場所の住所、目標物となる建物、信号機などを確認して伝えてください。

- 急を要さない相談、問い合わせ、要望などについては、警察安全相談専用電話『#9110』をご利用ください。

▼田原警察署地域課 ☎23局0110

弁護士による無料法律相談 ご利用ください(偶数月開催)

消費者問題・多重債務などでお困りの方、一人で抱え込まずにご相談ください。秘密は厳守されます。

▼日時 2月27日(木) 午後1時～4時(要予約/相談時間は30分程度)
▼場所 田原福祉センター相談室

▼申し込み 電話にて
▼商工観光課

☎23局3522 FAX22局3817

税

TAX

確定申告説明会

◆年金受給者の方

▼対象 年金受給者の方で、還付を受けるための申告書を提出する方

▼日時 2月3日(月)～14日(金)

／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～正午、午後1時～5時 ▼場所

＝豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

◆住宅を取得した方

▼対象 給与所得者の方で、金融機関などから借入をして新築または中古住宅を取得された方(一定の要件

に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができますが、添付書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

▼日時 2月3日(月)～14日(金)／土・日曜日、祝日を除く／午前9時～正午、

午後1時～5時 ▼場所 豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

▼豊橋税務署
☎(0532)52局6201

所得税の還付申告 (平成25年分)

▼対象 給与所得のみの方で医療費控除を受けようとする方、中途退職者など年末調整がされていない方で、還付申告を受けようとする方

▼受付期間 2月3日(月)～14日(金)／午前9時～11時、午後1時～4時

▼受付場所 税務課(南庁舎2階) ▼その他 2月17日(月)～3月17日(月)までは市内各確定申告会場で受け付けます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

『e-Tax』で

国税の申告・納税が簡単に

『e-Tax』では、所得税・法人税・消費税などの国税の申告および納税などが、インターネットを利用して行うことができます。

◆e-Tax利用のメリット

- 添付書類の提出を省略することができます。

◆e-Tax利用のメリット

- 書面申告に比べ、還付金処理が早くなります。(3週間程度に短縮)

◆利用方法

① 電子証明書を取得し、ICカードリーダーを準備してください。

② 開始届出書を提出して利用者識別番号などを取得してください。インターネットを利用したオンライン提出ができます。

③ 初期登録(電子証明書の登録など)を行ってください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp)

▼豊橋税務署

☎(0532)52局6201

税務職員を装った 不審な電話にご注意を！

国税局や税務署の職員を名乗り、アンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には、すぐに答えず、最寄りの税務署にお問い合わせください。

▶豊橋税務署 総務課
☎(0532)52局6201